

瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 8 月 22 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 26 号

瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則（昭和 53 年瀬戸市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（受給者証の交付申請）</p> <p>第 3 条 <u>条例第 3 条第 1 項の規定による</u>母子家庭等医療費受給者証（第 1 号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けようとする<u>受給資格者</u>は、母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子家庭等医療費受給資格等変更・喪失届（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する</u>申請には、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者であることを証する被保険者証又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証、<u>組合員証若しくは加入者証及び条例第 2 条第 1 項各号のいずれかに掲げる</u>事実を証する書類を添えなければならない。</p> <p>（母子家庭等医療費の請求）</p> <p>第 6 条 条例第 5 条第 1 項の規定により<u>母子家庭等医療費の支払いを受けようとする</u>医療機関等は、母子家庭等医療費請求書を市長に提出する</p>	<p>（受給者証の交付申請）</p> <p>第 3 条 条例第 3 条第 1 項に<u>規定する</u>母子家庭等医療費受給者証（第 1 号様式。以下「受給者証」という。）の交付を受けようとする者は、母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子家庭等医療費受給資格等変更・喪失届（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者であることを証する被保険者証又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証若しくは<u>組合員証及び条例第 2 条第 1 項各号のいずれかに掲げる</u>事実を証する書類を添えなければならない。</p> <p>（医療費の請求）</p> <p>第 6 条 条例第 5 条第 1 項の規定により<u>市長から支払いを受ける</u>医療機関等は、母子家庭等医療費請求書を市長に提出するものとする。</p>

ものとする。

(助成の方法の特例)

第6条の2 条例第5条第2項の特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

から まで <省略>

2 受給者は、条例第5条第2項に規定する方法により母子家庭等医療費の助成を受けようとするときは、母子家庭等医療費助成申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

3 <省略>

(助成額の決定)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、助成額を決定し、その助成額を当該申請者に通知しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、条例第2条第1項に規定する受給資格者に該当しなくなったときは、速やかに、母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子家庭等医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

(氏名変更等の届出)

第10条 条例第6条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

受給者の氏名

受給者の住所

条例第4条第1項において医療に関する給付を行う保険者、共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団(以下「保険者等」という。)、当該保険者等の名称若しくは事務

(助成の方法の特例)

第6条の2 条例第5条第2項に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

から まで <省略>

2 受給者は、条例第5条第2項に規定する方法により条例第4条第1項に規定する母子家庭等医療費(以下「母子家庭等医療費」という。)の助成を受けようとするときは、母子家庭等医療費助成申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

3 <省略>

(助成額の決定)

第7条 市長は、前条第2項の規定により申請があったときは、助成額を決定し、当該申請者に通知しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、条例第2条第1項の規定に該当しなくなったときは、速やかに、母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子家庭等医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

(氏名変更等の届出)

第10条 条例第6条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

氏名

住所

条例第4条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合、当該保険者若しくは共済組合の名称若しくは事務所の所在地又は当該医療の給付内容

